

令和7年度 第1回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和7年7月31日(木)

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、令和7年度第1回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の末永より御挨拶を申し上げます。

○末永部長

本日は、お忙しいところ、そしてお暑い中、さらに昨日は津波警報、本日も津波注意報が継続されている中で、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、犯罪のない、安全で、安心できる地域社会づくりに御尽力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

昨年度、県では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の第5期計画の策定につきまして、本委員会に諮問をさせていただきました。今年度は、次期計画について、委員の皆様から様々な御意見を頂戴し、策定を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、安全・安心に関する県内の状況としましては、令和3年まで減少が続いていた刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じました。また近年、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺や殺傷事件等の凶悪事件のほか、子どもや女性に対する声がけ・つきまとい事案なども多く発生しています。

中でも、特殊詐欺に係る被害金額は、令和6年に過去最高額となりました。架空料金詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺のほか、ロマンス詐欺、SNS型投資詐欺などの詐欺事件は、連日のように報道されており、安全・安心に関する県民の不安感は増している状況にあります。

県では、現在の第4期計画を踏まえまして、安全・安心まちづくりのための各種取り組みを進めているところですが、今後も、県民や事業者、関係機関の皆様並びに警察と一体となって、犯罪の防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御支援と御協力をお願いいたします。

本日の委員会では、報告事項として、令和6年度の県の取組実績及び犯罪情勢について御報告をさせていただきます。そして、協議事項として、第5期計画の素案について御審議い

たきます。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

大変申し訳ございませんが、環境生活部長の末永につきましては、公務のためここで退席させていただきますので御了承ください。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は20名の委員中、18名の方に御出席をいただいておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議には有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、今年度から新たに委員に御就任いただいている方もいらっしゃいますので、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局を御紹介いたします。

(事務局紹介)

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長、よろしくお願いいたします。

○議長

議長を務めさせていただく成瀬です。よろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、活発な意見交換が行われるよう、皆様御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、次第3(1)ア「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和6年度の実績」について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業（取組）の令和6年度の実績」について、御説明申し上げます。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の第4期計画は、6つの方向性と18の推進項目からなっており、令和3年度から5年間の計画となっております。今回は、令和6年度の実績について、主な内容を御報告させていただきます。なお、令和7年度に拡充した点は、太字で記載しております。

説明では、資料1-1と、主な事業の経年実績をまとめた資料1-2を用います。

それでは、資料1-1の1ページを御覧ください。

方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「安全安心まちづくりの推進」としまして、県警ホームページやX等を活用し、防犯情報を提供しました。

次に、2ページを御覧ください。

推進項目(2)「安全・安心まちづくり活動の推進」のうち、推進方策ロ「県民等の社会活動への参加の促進」では、「防犯ボランティア活動等の支援」としまして、積極的に防犯CSR活動を推進している企業に対して表彰を行い、企業の士気高揚を図りました。

次に、3ページを御覧ください。

推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働」のうち、推進方策ハ「県民運動としての推進体制の確立」では、「安全・安心まちづくり広報啓発事業」としまして、犯罪被害を未然に防止するためのリーフレットを作成し、主に子どもや保護者及び学生等に配布し、防犯の自主的活動を促進しました。

次に、4ページを御覧ください。

方向性2「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」です。

推進項目(4)「子どもの安全対策の推進」のうち、推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた連携の強化・取組の推進」では、「防犯CSR活動の推進」としまして、アサヒ飲料株式会社との地域安全に関する協定に基づき、防犯カメラ付き自動販売機を、令和6年度までに16台設置しました。また、その下、「特別支援学校におけるスクールバスの運行」としまして、児童生徒の安全確保のためにスクールバスを運行しておりますが、今年度は18校132コースに拡充しております。

次に、少し飛びまして6ページを御覧ください。

推進方策ハ「子ども110番の家等の設置促進とその活用」では、「子どもを犯罪から守る総合対策の推進」としまして、学校、PTA等と連携し、子ども110番の家の設置を促進しており、今年度は、子ども110番の家や車の登録者に対する講習だけではなく、子どもを対象とした広報も実施予定としております。

また、推進方策ホ「子どもの虐待防止の取組の推進」では、「子ども人権対策事業」としまして、児童相談所虐待対応ダイヤルの啓発を行っており、今年度は、児童虐待防止の啓発動画を楽天球場の「宮城CMタイム」で複数回上映し、メディアを活用しながら啓発を行う

予定です。

7 ページを御覧ください。

推進項目（５）「子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」のうち、推進方策イ「子どもの健全育成」では、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」としまして、若者向けの消費生活に必要な知識やルール、被害に遭いやすい悪質商法を紹介した副読本を電子ブック化し、県内の高等学校等に周知しました。従来は印刷物を配布していた関係で、1 学年分しか配布できませんでしたが、電子ブック化することで全学年の生徒が閲覧できるようになりました。

また、推進方策ハ「子どもの相談窓口の充実」では、石巻圏域及び仙南圏域での「子ども・若者総合相談センターの運営」として、子ども・若者及び家族の様々な相談に対して、相談サービスを実施しています。

今年度は、令和 6 年度に開設した「県南県域子ども・若者総合相談センター」の開所日を週 3 日から週 5 日に拡充しました。

次に、9 ページを御覧ください。

方向性 3 「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」です。

推進項目（６）「女性を犯罪の被害から守るための対策と推進」のうち、推進方策ロ「女性が相談しやすい環境の整備」では、「性暴力被害者支援事業」としまして、「性暴力被害相談支援センター宮城」において、性暴力の被害者等からの相談に応じ、関係機関へのコーディネート等の支援を行いました。取扱件数の実績としましては、847 件となっております。

また、同センターの認知向上のためリーフレットを作成し、高校・専修学校・大学等に配布するなど、広報・周知を図りました。

11 ページを御覧ください。

推進項目（７）「高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進」のうち、推進方策イ「高齢者の安全対策の推進」では、「高齢者虐待対策事業」としまして、虐待防止の講習会を行っています。今年度は、成年後見制度の普及啓発資料を作成し、市町村職員や介護保険施設職員等を対象とした研修を実施することとしています。

12 ページを御覧ください。

推進方策ハ「外国人等の安全対策の推進」では、「みやぎ外国人相談センター設置事業」として、相談に対し、必要な情報提供や専門窓口の紹介など、問題解決に向けたアドバイスを行っています。今年度からクメール語を追加し、14 か国語に対応しています。

次に、13 ページを御覧ください。

方向性 4 「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

推進項目（８）「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」のうち、推進方策イ「特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進」では、「特殊詐欺被害防止対策」としまして、テレビ、ラジオ、新聞紙面等を活用した広報のほか、「特殊詐欺電話撃退装置等購入補助事業」を継続して実施しています。撃退装置の実績とし

ましては、979 件の申請を受理しました。

次に、14 ページを御覧ください。

推進項目（9）「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」のうち、15 ページの推進方策ニ「子どもに対する情報モラル教育の推進」では、「SNS 等に起因する犯罪被害防止対策事業」としまして、携帯電話事業者と協働したインターネット安全利用教室の開催やフィルタリングの普及に向けた各種広報活動を推進しました。インターネット安全利用教室の実績としましては、496 回開催しております。

次に、16 ページを御覧ください。

推進項目（10）「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」のうち、推進方策ロ「薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進」では、「薬物乱用防止推進事業」としまして、「薬物乱用防止教室」を開催し、特に若年層に対する啓発に重点的に取り組みました。

次に、17 ページを御覧ください。

方向性 5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」です。

推進項目（11）「犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり」のうち、推進方策イ「学校等の施設の安全対策（構造、設備、管理）の促進」では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の普及啓発」としまして、各学校が行う防犯教室や各種イベントにおいて防犯指針の広報を行いました。

次に、19 ページを御覧ください。

推進項目（14）「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」のうち、20 ページのハ「深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進」では、「セーフティステーション機能の利用推進」としまして、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会を通じ、県内コンビニエンスストア各店に防犯情報を発信しました。

次に、21 ページを御覧ください。

方向性 6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」です。

推進項目（16）「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」のうち、推進方策イ「街の美観を著しく阻害する違法啓発物、落書き等を許さない環境づくり」では、「街並み改善による環境浄化」としまして、防犯ボランティア団体との合同による防犯パトロール活動や国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした環境美化活動に継続して取り組みました。

以上が、「資料 1－1」の説明でございます。

次に、A 3 版の「資料 1－2」を御覧ください。

こちらの資料は、ただ今御説明させていただきました「資料 1－1」の経年実績をまとめたものになります。数値で表すことのできる事業の項目について、第 4 期計画期間が始まった令和 3 年度から昨年度まで並べております。

例えば、方向性 1 の 2 つめの「地域安全教室講師派遣事業」は、令和 3 年度 12 回だった

ものが、28回、44回と増加しております。令和3年度は、コロナ禍の規制により回数が少なかったものが、令和5年5月にかけて緩和され増加したことも要因の1つですが、令和3年の登米市のこども園に不審者が侵入した事件の後から、保育施設や児童館等の職員を対象とした「不審者対応訓練」の要請が増え、さらに、昨年7月の県北の小学校敷地内に車が進入する事件が発生してからも、学校からの要請が増えているところです。

方向性3の3つ目、「性暴力被害者支援事業」の「性暴力被害相談」の取扱件数については、令和3年度から「447件」「905件」「1,169件」と増え、令和6年度は「847件」と減少しましたが、高水準の相談件数となっています。これは、相談体制の拡充や認知度の向上、性暴力や性被害が社会で取り上げられ、声を挙げやすくなったことなどが要因として考えられます。

次第3(1)アについての説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○加藤委員

リーフレット等を何部作成したとの話がありましたが、実際、現場レベルで言えば、私は防犯関係の代表を務めていますから、防犯協会の総会や講習会に行くわけです。そうすると、そのような場でしか配られないわけですから、一般の人には行き渡りません。何万部か作成したと言っても、実際には県民に行き渡っていないのですから、もう少し数をどうするか等について考えた方が良くと思います。県内に防犯団体はいくつあると思いますか。そういった団体の総会があると私のような人が何回も行きますから、同じものをたくさん貰うわけです。1回に3、4枚貰うときもありますが、それぐらい貰ったとしてもどこにも配れません。ですから、実際には、県民には届いていないと思います。

また、スクールガード講習会の参加人数を見ると、177名、221名と書いてありますが、参加する人は決まっています。今は若い人は皆、共働きですから、日中に開催しても誰も参加しません。同じ人が何回も受けているということだと思います。

こういった数字をみるとすごいとは思いますが、実際はそういったこともありますので、もう少しやることを考えてみた方が良くのではないかと思います。

○事務局

御指摘のとおり、役所で作る情報につきましては、作って、県民の皆様にしっかり届けるというところが大事かと思います。当然、パンフレットのみならず、様々な媒体を使って、情報が届くように努力はしているところでございますが、他の会議でも同様の御指摘を受けることがございます。県民の皆様にしっかり届ける工夫につきましては、引き続きの検討

課題としてしっかり取り組ませていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○高橋委員

今、加藤委員から、色々な情報が届いていないのではないかとのお話がありました。

私の地区では、交番から、地域で発生している出来事の情報等が、瓦版のような形で各家庭の方に、回覧として回ってきております。

また、特殊詐欺等が発生した時には、警察署や交番のパトカーが来て、路上に停めて広報をしてくれます。日中に人がいないのではないかとということですが、日中に自宅や地域にいて、そういった情報の伝達を受けている人がいるという地域も一部にはあるので、紹介させていただきます。

○弓場委員

先ほどの御意見に対する提案です。私の地域の方でも回覧板という形で情報を回しておりますが、ただやはり、町内会に入っている方に限定されています。私も防犯委員をしておりまして、回覧はしますが、アパート等に新たに入居した方々に対しての周知というものがおそらくできていないのではないかとことを少し実感しております。そういった方々に周知するには、回覧板等の紙媒体と、あとはやはりSNSを使うしかないと思います。正直なところ、見ない方は見ないと思うので、周知自体は難しいと思いますが、伝手としては回覧板とSNSの利用の2つではないかと思うので、少し建設的な意見として捉えていただければと思います。以上です。

○事務局

御提案ありがとうございます。我々も様々な媒体を使って、工夫を凝らしているところではございますが、隅々まで情報が届いているかというところではないところもございますので、きちんと届けたい人に情報が届くように、そこはしっかりと工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと思います。

○八幡委員

私がよく聞くのは、ラジオで騙された例を語ってくださるものです。ラジオの中で、「このような事件がありました。」と言っていただくのは大変参考になります。

また、私たちの仲間でも、長時間留守にしているので、泥棒に入られて警察にお世話になったという話も聞きます。他県からDV等で逃げてきた1人暮らしの子が泥棒に入られて、下着を取られて送られてきて、警察にお世話になるといった事件があったので、犯罪を日々身近に感じています。

○事務局

今、お話のとおり、事業によっては、ラジオを活用した広報周知も行っておりますし、テレビCM等を活用している事業もあります。一方で、今までお話しておりますとおり、それぞれの媒体で、視聴者等がある程度限定されてくるところもございます。限られた予算の範囲内ではありますが、できるだけ幅広い媒体を使って広報を行っていくということが大事だと思っておりますので、その点、何度も申し上げますが、しっかり留意しながらやってまいりたいと考えております。

○田中委員

資料1-1、7ページの下にある「子どもの相談窓口の充実」についてですが、前回までの委員会では、相談員の数少なく、件数に対して対応がかなり苦しくなっているという御意見があったと思いますが、今回は週3日から週5日に拡充とあり、日数の拡充にしか触れていないようです。相談の対応人数や相談体制についてはどのような形で拡充されたのかお話しただけだと思います。

○事務局

週3日から5日に拡充いたしましたのは「県南圏域子ども・若者総合相談センター」でございます。こちらは昨年6月に開設した施設でございます。昨年は週3日で運営しておりましたが、今年度から、資料のとおり、週5日にしております。

相談員の体制につきましては、1名追加させていただいて、計3名で対応しておりますが、それぞれ別な事業を合わせて受けている中で、我々の事業も対応いただいているところでございます。

毎月、センターの方々とも打ち合わせをさせていただいておりますが、現時点でいずれのセンターにおいても、相談員が不足しているといった状況は聞いておりません。仮にそういった話が我々に寄せられましたら、必要な対応はしっかり検討してまいります。

○八幡委員

DVの相談を受けていて、婚姻届を出す前の恋人間の深刻な相談が結構増えてきたと感じています。婚姻届を出すと別れは簡単な話ではないし、子どもを巻き込む話です。相談先が周知されたことで、「結婚する前に、DVのことが分かって良かったです。」といえる相談があります。もっとデートDVの相談が出てくるといいと思っています。

実際、宮城では、殺人事件は2年間無かっただけで、東日本大震災前から毎年起きています。そういうことを現実的に伝えるには、子ども・家庭支援課の企画であるデートDVの出張講座で様々な高校に、私のみならず、他の者も行っています。そこで是非希望したいのは、私立の高校にも周知して欲しいということです。不登校傾向とか、中退するなど、スムーズにいかない子たちが私立の高校に多くいると感じます。中退してしまっている子たちがいま

す。社会に出る前に、DV・性暴力について教わって欲しいと思います。そういう意味で、私立の高校にデートDV講座の周知を希望したいです。

本日配布の本「MYさばいばる」も送って広報をしたいのですが、なくなってしまいました。今月また増刷します。高校の保健室や相談室に置いて欲しいです。

大学生のデートDVがかなり深刻です。他県から来た大学生は基本的な知識、プライベートゾーンNO・GO・TELLも全く知らない人がいます。子ども・家庭支援課に聞きましたが、大学生は大人で18歳を過ぎているので、それは子ども・家庭支援課の対象ではないとのことでした。やはり、共同参画社会推進課で大学に講師を派遣する費用を出してほしいと思います。共同参画社会推進課では、講師を呼ぶ際に、希望をすれば講師料が出るという企画があったと思います。仙台市は周辺の県から大学に若い人が来ています。他県の学生は、宮城県のように性暴力や人権の教育を受けてきていません。ですから、大学が、そういう派遣事業に手を上げられたら良いと思います。

私は、私立の大学や国立の大学で、東日本大震災前には講義を持っていまして、「そんなに事件があったのですか。」とか「そういうことがあるのですか。」とびっくりされました。東日本大震災後は、大学で、そういった予算が厳しくなっているのではないかと思います。特に私立は生徒数が少なくなっているので、予算がないのではないかと思います。ですから、講師派遣等があるということを是非教えて欲しいと思います。

何故かと言えば、女子大生の相談が来るからです。「学校の相談室に行きましたか?」、「パンフレットはもらいましたか?」と聞いたら、相談室に行っても「情報はここではこれ以上ありません。」と言われて、彼女は警察の生活安全課を自力で探していました。

その後の相談で会いましたが、あなたが受けた暴力は刑法違反であると説明しました。「こんなリーフレットがあるのよ。」と渡したら、「地方の町で親が商店を営んでいるからこのリーフレットください、店に置きます。」と言っていました。ですから、私は私立の高校やすべての大学等にデートDV講座の講師派遣できるようなシステムをつくって欲しいと思っています。

また、地方の町の男女共同参画課が連続講座を組んで、呼んでくれたことがありました。そうしたら、土曜日の午後だから参加者が少しでした。託児所も無い。今日は自分が託児係だという男性が来ていましたが、子どもが泣き中座しました。「でも男性の参加者が多いから素晴らしいです。」と言ったら、参加者数が少ないから課の人たちを動員して聞いてくれたということでした。それはそれで良いことですが、やはり休日にわざわざ来るとか、その時、赤ちゃんを連れてきても託児所がないのでは、結局聞ける人は少ない。地方では託児付きの講座ができていない現状です。専門学校や大学等に行くという企画に予算を回してくれたら多くの若者に会えます。私たちもなんとか日程を合わせて行くのにといます。何故かと言えば、事態が深刻になってからの若い人たちに会うからです。

性暴力の被害者は手当が必要です。その相談が増えていることは本当に良いことだと思います。私たちは、子ども時代に被害に遭った、どこにもつないでもらえなかったまま、痛み

が埋もれていた人に会います。実父や義理の父、兄等からの性被害にあった人たちに会います。なんとか高校も大学も卒業したけれども、社会に出た途端に、固まってしまいます。社会で生きることができない人、フラッシュバックして大変になっている人に会います。生きづらさというキーワードをホームページにあげましたら、繋がってくる若い人が増えたので、その人たちの体験を、お配りの本に書きました。

被害者は、性暴力の講座を受けてはいるが、夜には吐いたりしています。でも、それを乗り越えながらも回復する人もいます。そういった表に出ない被害の方、長期的に手当をしていない人に会います。他県からの弁護士の紹介で、回復のための企画にきました。体にアプローチするヒーリングヨガ、それから性暴力の被害予防の子どもたちに教えるワーク、それから心の手当ワーク等、色々を行っています。隣県では回復のためのプログラムについて何も情報が無く、親が情報を求めて参加することもあります。まだまだ、性暴力予防や、被害の手当を受けないでいる人がたくさんいると感じます。専門学校や大学は出たが、社会にでてトラブルに会い固まって仕事ができないという状態になっています。根本の原因は性暴力被害の放置です。

もう1つはセクハラです。セクハラは、裁判に勝ち、相手が解雇されたケースもあります。傷病手当、労災認定を取って大企業にて復職したという例も出てきました。何年もかかりました。被害者は辞めるだけではないのです。やはり的を射た弁護士にどれだけ早く会うかが大事です。未だに大学と大企業、公務員のセクハラ相談を受けます。何故こんなにあるのだろうと思います。警察に行けない性被害がこんなにあるのだと思う日々です。

できるだけ、中高校の時に伝えたいと思います。その被害者を高校の講演に連れていくことがあります。「子ども時代、中高生時代にこんなことを学んでいたら、私の人生は変わっていた。」と言っていました。予算がない学校があります。若い人たちがいる大学などに話に行けるような仕組みが欲しいと思います。

○事務局

御意見ありがとうございました。DV、性暴力、セクハラということで、3点お話いただいたと思います。全体的な話ではありますが、基本的には情報が届いてない人がいるとか、潜在化する被害といったものにどのように対応していくかというお話だったと思います。

そういった御事情にある方々がいらっしゃることは当然、我々も承知しておりますが、そこにしっかりと手が届くような支援も今後しっかり考えながらやっていきたいと思っています。

○議長

ありがとうございました。そろそろ時間もありますので、続きまして、次第3(1)イ「本県における犯罪情勢」について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「本県における犯罪情勢」について、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

1 ページ目は「刑法犯認知件数の推移」についてであります。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年以降20年連続で減少し、令和3年に初めて1万件を切りました。令和6年は1万1,385件となり、微増微減の状況から下げ止まりの傾向となっていると考えられます。検挙件数については、令和6年は5,188件となり、検挙率とともに、前年と比較して増加しております。

全国の刑法犯認知件数は、平成14年から減少傾向で推移し、令和3年は戦後最少の約57万件となりましたが、その後は増加に転じ、令和6年は73万7,679件となっております。全国的には、増加傾向にあると考えられます。

続いて、資料2ページを御覧ください。

刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類した「包括罪種別刑法犯認知件数の推移」となります。包括罪種とは、下部に記載しているとおり、刑法犯を類似性の強い犯罪ごとに、「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他刑法犯」の6種類に分類しているものです。

宮城県の令和6年中の刑法犯認知件数は1万1,385件となりますが、そのうち6割を窃盗犯が占めております。全国におきましても、窃盗犯の占める割合が最も多く約68%となっております。また、宮城県内の検挙率は45.6%で全国平均を上回っており、なかでも、凶悪犯の検挙率は97.3%となっております。

続いて、資料3ページを御覧ください。

包括罪種別の割合を5年推移で表したグラフとなります。宮城県も全国も、包括罪種別の割合は各年で大きな相違はないと見てとれますが、令和6年は前年と比較すると凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯が増加している状況にあります。

県内において増加した罪種は、凶悪犯で「強盗」「不同意性交等」、粗暴犯で「暴行」「脅迫」、知能犯で「詐欺」、風俗犯で「不同意わいせつ」、「性的姿態等撮影」となっています。

続いて、被害者年齢別認知件数についてですが、県警における犯罪統計が、集計中であるため、現時点では、令和5年中の資料を掲示しております。今回は、説明を省略いたします。

続いて、資料4ページを御覧下さい。

子ども・女性に対する声かけ事案等の発生状況についてであります。「声かけ事案等」とは、「声かけ・つきまとい」と「特異事案」に分類されます。特異事案には、公然わいせつ、子ども条例違反、暴行等が含まれております。これらの事案は、直ちに犯罪を構成しないものも含まれますが、誘拐や性犯罪などの重大事件に発展するおそれがありますので、その前兆事案と捉えた対策が必要となります。13歳未満の子どもに対する声かけ事案等の発生は、令和3年の592件から2年連続で減少しておりましたが、令和6年は602件と増加しております。詳細な事案としては、公然わいせつ、子ども条例違反、その他の行為の特異事案が

増加しております。子ども条例とは、子どもを犯罪の被害から守る条例であり、その違反行為には、子どもに対する「言いがかり」や「身体、衣服等をつかむ」等の行為があります。その他の行為とは、人の姿を撮影する「容姿撮影」などが含まれております。

下のグラフは、子どもに加え、全年齢の女性に対する声かけ事案等の発生状況の推移です。こちら令和3年から2年連続で減少しておりましたが、令和6年は1,462件と微増となっています。種別に見ますと、容姿撮影などを含むその他の行為が21%と大きく、次いで声かけが18%、子ども条例違反が17%となっております。

続いて、資料5ページを御覧下さい。

声かけ時等の発生場所を見ますと、6割が路上となり、被害者の学職別では、約4割が小学生となっております。また、時間帯別に発生状況を見ますと、午前7時から午前9時の間と午後2時から午後7時までの間が多く、登下校や通勤などの時間帯による発生が多い傾向であることが分かります。

県としましては、登下校時間帯における地域による防犯の目を増やすためにも、誰でもできる防犯活動として「ながら見守り活動」を推進しておりますので、今後も継続してまいります。

続いて、資料6ページを御覧ください。

特殊詐欺被害状況の推移についてであります。県内では、令和6年中は、認知件数、被害金額ともに過去最高となる374件、15億7,222万円の被害となりました。全国的にも、認知件数、被害金額ともに増加しておりますので、深刻な情勢にあると考えられます。

続いて、資料7ページを御覧ください。

令和6年中の県内の特殊詐欺被害認知件数と被害金額について、それぞれ類型別の割合を示したものです。類型につきましては、資料下部の説明を御参照ください。令和6年中の県内の特殊詐欺被害認知件数は、架空料金請求詐欺が半数を占め、続いてオレオレ詐欺が29%となっております。しかしながら、被害金額で見ますと、件数が最も多かった架空料金請求詐欺は18%となり、オレオレ詐欺が77%と大きな割合を占めております。

資料中段左側の、類型別の被害状況の表を御覧ください。オレオレ詐欺の被害金額は、1件あたり1,113万円と、他の類型に比べ高額であることが分かります。

右側の円グラフは、被害者の年代別割合を示したものとなります。以前は、65歳以上の高齢者による被害が6割以上でありましたが、現在は、高齢者の被害は半数以下となり、幅の広い世代で被害にあっている状況となっております。

被害に遭わないためには、手口を知ることが重要となりますので、世代を問わず、一人ひとりに届く広報啓発を官民一体の取組として継続していく必要があります。

続いて、資料8ページを御覧ください。

サイバー関係の相談件数と検挙件数についてであります。令和6年中の相談件数は3,491件であり、前年から685件の減少となっております。その内訳を見ますと、詐欺・悪質商法関係や迷惑メール関係が減少し、不正アクセス、ウイルス関係が増加しております。検挙件数

を見ますと、令和6年中は328件と前年に比べ19件の増加となっています。その内訳は、著作権法違反は大きく減少したものでありますが、インターネットを利用した脅迫やストーカー行為などが含まれるその他が増加しております。こうしたサイバー犯罪の検挙件数は、全国的にも増加している状況にあります。

続いて資料9ページを御覧ください。

SNSに起因する福祉犯の被害児童についてであります。ここでいう「児童」とは、18歳未満の者を指します。また、「福祉犯」については、資料下部にも記載しているとおり、児童買春に係る犯罪や、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪等を指し、性的姿態等撮影や青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反などが含まれます。令和6年中の県内の被害児童数は13人で、前年の半数以下となりました。これは、統計方法が変わったことが要因であります。SNSを起因として児童買春・児童ポルノ法違反と不同意性交等の被害に遭う事例がありますが、このような場合、令和5年までは児童買春・児童ポルノ法違反の福祉犯として計上されていましたが、令和6年からは不同意性交等の重要犯罪で計上されるようになったため、福祉犯では減となっております。

説明は以上となります。

○議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

○大槻委員

最近、注目されるのは、薬物が海外から運び込まれることについてです。日本でも、居住や観光も含め、外国籍の方が増えてきており、その点の心配がありますので、薬物事案についての統計がありましたらお願いします。

○事務局

当該統計については、申し訳ございませんが、現在手元に資料がありません。

○大槻委員

承知しました。

○田中委員

私が注目したいのは特殊詐欺被害です。オレオレ詐欺について、県内は令和5年は32件だったものが令和6年は108件と急増しているところです。

7ページの円グラフを見ても、被害額でみた場合にはオレオレ詐欺の金額の占める割合が多く、その下の表でも1件あたりの金額が非常に多いということで、対策が必要なのは、

オレオレ詐欺ではないかと思います。

オレオレ詐欺は、特殊詐欺が流行り始めた頃、2000 年の前半頃に 1 番最初に出てきた手口でもありますので、原点回帰しているというか、再び昔ながらの手口が広まっているのではないかと感じました。最初に流行してから 20 年以上経過していますので、その頃 50 代だった人が現在 70 代になって、狙われる年齢になったけれども、これまであまり考えてこなかったために被害に遭っているケースや、20 代の人が、生まれた頃に流行った犯罪なので、リアルタイムであまり実感がなくて巻き込まれているといったケースもあると思います。

改めての広報、啓発が必要になっていると考えますが、そのあたりの被害に対する制度的な再検討等があるかどうかについて教えて頂ければと思います。

○事務局

田中委員がおっしゃる通り、オレオレ詐欺が急増しております。中でも、警察官語りの詐欺が非常に増えてきており、若い世代も被害に遭っています。かかってくる電話は、携帯電話、固定電話ともに多くなっています。

そこで、現在、警察をはじめ推奨しているのが「国際電話対策」になります。プラスで始まる国際電話、海外からの電話は非常に多いです。

先日、県警察では、泉区役所に国際電話の利用停止措置を取ることができるブースを設け、受付を行いました。また、県警察では、撃退装置の補助事業も行っております。そういった対策等を行いながら、犯人と電話をしないという取組が必要になってきますので、そういった取組をさらに広げていければと考えております。

○八幡委員

講演に行く際には、子どもたちから質問を事前に頂きます。学校の教師の性暴力事件が多くあると感じます。子どもたちの質問の中には、「中学生が大人と性交したら捕まるのですか。」というものがありましたが、捕まるのは大人です。18 歳未満の子どもたちはそういった事に巻き込まれたということで、危ないことだと指導はあるけれども、「こどもは、犯罪被害者なのです。」と話します。

一方で、中高生から「子どもが、大人からどれくらいのデジタル被害を受けているのか。」という質問もありました。私は警察の統計をみたところ、加害者として取り調べを多く受けているのは中高生でした。6 割が中高生で、実際に検挙され、取り調べを受けたりしていることが分かりました。生まれたときからスマートフォンがあつて、それで写真を撮ることが日常化している世代なのだと思います。撮影したものを仲間内で回し、それがあつという間にネット上に広まり、被害者が追い込まれる事件もあります。そんな話もします。子どもが加害者になっているということも現実なのだとすることを伝えます。養護教諭の人たちの話を聞くと、子ども同士の被害、加害事件が起こっているのです。被害者にも加害者にも

ならない教育が本当に必要です。子どもが加害行為をしてしまったので、親もその地域に暮らせなくなってしまう例も子どもたちに伝えます。彼らは、スマートフォン等が生まれたときからあるのです。気楽に盗撮や撮ったものを回す、SNSにあげてしまう、というトラブルです。

○事務局

おっしゃる通りで、少年による盗撮行為や、裸の画像を求めるといった行為が多くなっている状況であります。

県警察の方では、スマートフォンの安全利用に関する教室を行っておりますので、それによって加害者にならない取り組みも進めていく必要があると考えております。

○議長

他に御意見等がなければ、次の議事に進みたいと思います。

続きまして、次第３（２）協議事項「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第５期）の素案について」、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第５期）の素案」について、御説明申し上げます。

まず、資料の御説明をいたします。

資料３－１は第５期計画の計画体系をまとめたもの、資料３－２は第５期計画（素案）の本文、資料３－３は策定までのスケジュールをお示ししたものでございます。なお、資料３－２には、項目の移動を除く、第４期計画からの主な変更箇所を下線を引いております。

続きまして、参考資料１は前回の委員会での御意見をまとめたもの、参考資料２は第５期計画素案を検討した際の背景をまとめたものでございます。なお、参考資料２は、前回の委員会で、「計画策定のための基礎となるデータがあるとよい」との御意見があったことから、資料２の犯罪情勢とは異なるデータを取りまとめたものです。

素案の御説明の前に、初めて本委員会に御出席される委員の皆様がいらっしゃいますので、計画の趣旨とこれまでの経緯について簡単に御説明します。

この計画は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に規定される計画であり、安全・安心まちづくりに関する基本的方向、安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項等を定めております。

計画期間は５年間であり、今年度末で期間が満了するため、今年度中に新しい計画を策定することとなります。

今年１月に開催した前回の委員会では、県から第５期計画の諮問を行い、「策定の視点」について御審議いただきました。今回は、その際いただいた委員の皆様からの御意見を踏ま

えて取りまとめた「素案」を御審議いただくものです。

前回の委員会での御意見を紹介させていただきます。

参考資料1を御覧ください。主に、次のような御意見を頂戴しました。

例えば、情報発信の強化として、N o 12やN o 15のように、定住外国人や観光で来県する外国人の増加を踏まえ、外国人にも伝わる防犯情報や生活する上でのルールの発信が必要である、N o 20やN o 21のように、「情報を届けるべき人の属性に応じ、学校教育、CM、インターネット、SNS等を活用する必要がある」といった御意見がございました。

また、防犯の取組主体に関することとして、N o 3のように、「高齢化や核家族化で、地域防犯の維持が難しくなっている」、N o 18やN o 19のように、「事業者の防犯への取組を具体的に提示することで、協力が得られやすくなるのではないか」といった御意見がございました。他にも多くの御意見を頂戴しましたが、一部を紹介させていただきました。

それでは、次期計画の計画体系を御説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。

まず、本計画の基本的な考え方でございます。資料3-1の「1 目標と基本方針」のとおり、この計画は「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちの実現」という目標と、「支え合い」「見守り」「環境整備」という3つの基本方針を掲げており、第5期計画においても継続したいと考えております。

次に、「2 方向性と推進項目」を御覧ください。こちらは、社会情勢等に応じて計画体系を見直しましたので、主な変更点について御説明いたします。変更点は大きく分けて2点ございます。

1点目は、これまでの6つの方向性を5つに整理した点でございます。

「①（現）第4期計画の計画体系」を御覧ください。

第4期計画では、6つの方向性と18の推進項目としておりましたが、昨年度の委員会で、「方向性5の『環境整備』と方向性6の『犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり』の違いが分かりづらい」との御意見を頂戴いたしました。そこで、この御意見を踏まえ、18の推進項目は維持しつつ、方向性を5つに整理いたしました。

具体的には、現行の「方向性6」の推進項目16「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全安心まちづくりのための環境整備の推進」を、「方向性5」に移動し、その名称を「景観の保護による防犯対策の推進」といたしました。この推進項目の取組は、違反広告物や落書きの除去などの美化活動が主であるため、より具体的な名称に改めたものです。

また、「方向性5」全体についても「犯罪の起きにくい学校・道路・公園等の普及」とし、より具体的な表現としております。

さらに、現行の「方向性6」の推進項目17「観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための対策の推進」及び推進項目18「大規模災害時等における安全対策の推進」を、第5期計画では「方向性3」にまとめました。

これは、観光や防災は、日常とは異なる場面であるということが、現在の方向性3との親和性が高いと考えたことによります。その上で、「方向性3」の名称を「防犯上の配慮が必要な者や機会における安全対策の推進」とし、推進項目を包括する表現としております。

そして、現行の推進項目17を、推進項目8「外国人をはじめとした観光旅行者等の来県者が犯罪の被害に遭わないための情報の発信」とし、情報発信の強化に取り組んでまいります。現行の推進項目18は、推進項目9「大規模災害時における防犯の推進」としました。

変更点の2点目は、現状に合わせた表現に見直した点でございます。

現行の「方向性3」の推進項目6「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」については、「性犯罪やストーカー、DV等の被害から守るための対策と支援」に改めます。これは、性犯罪やストーカー、DV等への対応でございますが、近年、男性が被害を受けているケースも明らかになっていることから、男性の被害を含めた表現としたものです。

最後に、現行の「方向性4」の推進項目8「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」についてでございます。令和6年のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数は、暫定で212件、被害額は、約16億4300万円と高額となっております。

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は、被害に遭うだけではなく、高校生や大学生が闇バイトを通して犯罪に加担する恐れもあることから、「方向性4」の推進項目を「特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法による被害の防止」に改めています。

次に、資料の右側を御覧ください。太枠で事業の拡充内容と、細枠で変更内容を記載しております。

事業の拡充内容について御説明します。

まず、「方向性1」の推進項目1「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」についてです。参考資料2の2ページ「地域における防犯の担い手の減少」も併せて御覧ください。

左上のグラフでは、夫・妻ともに就業の世帯が最も多く、右側のグラフから核家族化も進展していることが読み取れます。加えて、左下のグラフから自治会等の加入率が低下傾向にあることから、地域における防犯の担い手が減少していることが懸念されます。

新たな取組としましては、県のホームページで防犯情報のポータルサイトを運用し、例えば、事業者と連携した防犯CSR情報の発信を強化することで、事業者の地域防犯活動への参加を促します。

次に、「方向性3」の推進項目7の「外国人等への犯罪被害への防止と支援」及び推進項目8の「外国人をはじめとした観光旅行者等」への防犯情報の発信についてです。

参考資料2の3ページ「地域における外国人の増加」を併せて御覧ください。左のグラフからは、在留外国人及び外国人宿泊者数は増加傾向にあることが分かります。

右のグラフは「宮城県の来日外国人の被害・検挙状況」の推移を表したものです。このグラフからは、来日外国人の検挙人数に大きな変動はないことが読み取れます。一方、来日外国人の被害者数は増加傾向にあるため、定住外国人が犯罪に巻き込まれないための対策が

必要となっています。

新たな取組としましては、やさしい日本語をはじめ、多言語による防犯情報を発信したいと考えています。

次に、「方向性4」の推進項目10の「特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法による被害の防止」についてでございます。少年や大学生等の若者が、闇バイトによる特殊詐欺等の犯罪に加担しないように、学校等と連携して、若年層の規範意識とモラルを向上させる取り組みを推進してまいります。

最後に、「方向性5」の推進項目15の「犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」についてでございます。

参考資料2の4ページ「防犯カメラの有用性と防犯意識」を併せて御覧ください。

上の棒グラフのとおり、防犯カメラ等の画像から被害者を特定する事例が増加しています。また、下の棒グラフからは、「自宅」を不安に思う県民が増加していることが伺えます。他方、右下の円グラフから、侵入窃盗で多いのは、「無締まり」のケースが半数以上であることが分かります。

これらのことから、防犯カメラ等の設備は防犯に有効であるものの、防犯意識の醸成もやはり重要であると考えられます。そこで、県民が訪れやすい場所や機会に防犯設備機器の展示を行うなど、県民の防犯設備に対する関心を高める機会を創出いたします。

次の参考資料2の5ページに、委員の皆様から事前にいただいた安全・安心まちづくりに関する情報ニーズのアンケート結果をとりまとめました。なお、これは、先ほど申し上げました「情報を届けるべき人の属性に応じて届ける」との御意見を受け、取りまとめたアンケートです。

いただいた回答の右側に、関係する県の取組を記載しています。これで十分とは考えておりませんが、まずはこうした既存の取組をベースに、工夫を重ねていきたいと考えています。

さらに、6ページに、市町村の意見を記載しています。市町村からは、計画そのものに対する意見はございませんでしたが、県補助金の要件緩和など、実務的な要望がいくつかありました。補助事業については、事業の目的達成と県費の有効活用の両立を図りながら、活用を推進いたします。

以上が、資料3-1の説明でございます。

最後に、計画の策定スケジュールについて、御説明いたします。資料3-3を御覧ください。

10月7日に開催予定の第2回安全・安心まちづくり委員会において、委員の皆様には中間案を御審議いただいた後、翌日8日から1か月間、パブリックコメントを実施する予定としております。

10月下旬には、県議会環境福祉委員会において、集中審議がございます。

そこでの意見を踏まえまして最終案を調整し、12月上旬に委員の皆様には事前に最終案を書面でお示ししたいと考えております。

その後、来年、1月6日を予定しておりますが、第3回安全・安心まちづくり委員会を開催し、最終案について御承認いただき、県議会2月定例会に議案として提案いたします。

なお、第2回、第3回委員会の開催日について、委員の皆様のお手元に日程調整表をお配りしております。現時点での御予定で構いませんので、御記入いただき、お帰りの際に事務局にお渡しください。後日御提出いただく場合は、電子メールまたはファクシミリで御提出ください。

本議事についての説明は以上です。

○議長

どうもありがとうございました。ただいまの協議事項につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○加藤委員

資料3-1の方向性3の推進項目7「高齢者、障害者、外国人等への犯罪被害の防止と支援」と推進項目8「外国人をはじめとした観光旅行者等の来県者が犯罪に遭わないための情報の発信」についてですが、どちらにも外国人が入っていて、外国人のための防犯の観点でいえば同じ内容かと思いますので、2つも必要ないのではないかと思います。外国人がそんなに大切だと思うのであれば、方向性1に項目として設けた方がよいのではないかと思います。

○事務局

県の考えとしては、推進項目7の外国人につきましては、高齢者、障害者と並べておりますが、県内に定住している外国人を想定して記載しております。推進項目8につきましては、外国人をはじめとしたと記載しておりますが、こちらは宮城県に来県された外国人や日本人の観光客等を想定しております。記載については、頂いた御意見も踏まえて検討させていただきます。

○小野和徳委員

防犯カメラについて、仙台市等では補助事業があり、町内で設置する際にかなりの割合で補助されています。犯罪が起こった時に、警察でも重宝しているのか、月に1回程度は情報を取りに来ます。そういったことがあるので、県の方でも推進できたら良いと思っておりますが、少し市町村にお任せのようなところがあるので、県側から意見をお話することも必要なのかと思います。

○事務局

カメラの有用性については我々も当然認識してございます。参考資料2の6ページに市

町村の意見ということでまとめた資料がございますが、下段の方に、県の事業で、※印で記載のありますとおり、「防犯カメラ設置事業補助金」ということで、既に創設しているものがございます。これは補助率2分の1で、補助額が50万円以上のものを対象としております。こちらは、市町村振興総合補助金という様々なメニューがある中の1つのメニューとして取り入れてもらっており、市町村単独で実施しているところもございますが、県としては、市町村において、防犯カメラの設置を行いたいという話があれば、市町村振興総合補助金のメニューの中で対応させていただいております。防犯カメラの設置を含め、県としてはしっかり応援していきたいという立場であります。

○青山委員

計画体系の三本柱は良いと思います。

私の立場からお話したいのは、委員会の冒頭に加藤委員がお話されましたが、防犯活動の現場の実態というのは、やはり、マンネリ化している部分が少しあるということだと思います。リーフレットの発行数や講習会の実施回数というのはあくまで手段の話であって、問題は効果をどのように測定するかということだと思います。効果のある対策は何か。枚数を多く作ったからそれが成果です、ということではない。手段と目的という観点から言えば、目的は安全・安心を感じているかどうか、つまり、体感治安が上がったかどうかということだと思います。であれば、効果測定をいきなり犯罪統計に持っていこうとすると当然、犯罪統計というのは警察の検挙に関するものもあれば防犯活動に関するものもあって、ストレートではないです。では、体感治安をどのように測定するかという話で言えば、国レベルではよく行っていますが、アンケート調査を継続的に実施して一般の方の安全・安心に関する感覚がどのように向上しているのかを定期的に調べることも必要ではないかと考えています。委員の中には研究者の方もいらっしゃるのではお分かりかと思いますが、効果測定というのはなかなか難しいです。しかしながら、ある程度継続して行えば、県民にアピールできる部分があると思います。これは防犯活動を行う上での課題に対する1つのアプローチだと考えています。

もう1点は人の問題です。担い手不足は少子高齢化も相まってなかなか難しい問題です。その解決策としては、やはり企業を巻き込むというのが1つと、あとは学生を巻き込むということも必要だと思います。学生ボランティアは今、積極的に動いているので、こういった方々に積極的に輪の中に入れていただくための施策が必要かと思います。素案を見ると、防犯CSR活動を促進していくと明確におっしゃっていますし、この促進の中には表彰も入ると思います。やる気を醸成することは組織の活性化を図る上でも必要だと思いますので、防犯CSR活動を促進することについての明確な文言を入れたらどうかということです。

○事務局

アンケートについては国でもやっているというお話いただきました。先ほど、資料1-2

で実績はお話しましたが、この計画に沿って具体的な事業を実施して、どのように効果が上がったかというところはなかなか我々も測り得ないというところは問題意識として感じているところでございます。

御紹介になりますが、参考資料2の4ページの下部になりますが、こちらは県民4,000人対象にして毎年行っている県民意識調査の中で、項目として2年に1回取り入れてもらっているものの結果を基に作成したグラフでございます。こういったアンケート調査も行いながら、施策に活かせるように工夫をしております。

2点目、企業等をどのように巻き込むかということについて、具体的な記載をしてはどうかとお話でございました。自治会の組織率が減少していることや地域の担い手が減少しているという話がある中で、企業等との連携といったものも大変重要になってくると思いますので、現在の素案の内容をもう一度確認させていただいて、不足する部分があれば、そこはしっかりと書き込みをさせていただきたいと思います。

○議長

今の御指摘は防犯CSRを推進項目に明記するか、具体的な推進項目として掲げるかということで、いずれにしてもこの基本計画には取り込まなければいけないのではないかと思います。ですから、青山委員からの御意見を踏まえて、推進項目に入れられるのか。例えば防犯CSRについて推進項目に記載できるのか、また、アンケートの実施については具体的な推進項目としてどこかの項目に記載できるのかについて、御検討いただければと思います。

○事務局

承知いたしました。検討いたします。

○藤澤委員

推進項目12「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」について、最近、違法のケシを子どもが見つけた、公園の中に咲いていたというニュースが取り上げられていました。使用目的ではなくても、大麻といった違法の薬物が取れるケシが生えているということがニュースなどでも見るようになったので、違法薬物を使用する目的以外でも、そういった植物が生えているということを皆さんに知っていただき、犯罪等を防止することが必要かと思います。

私は薬物乱用防止指導員もやっていますが、春先にパンフレットだったり、それから大麻・ケシの写真がついているポスターだったりを公共施設等に貼らせていただいています。それを見たお子さんが結構インプットしてくれることがあります。「これは違法ではないケシだね。」など、違法ではないヒナゲシ等もありますが、そういったことを分かってくれる子もいるので、そのあたりの周知も今後していけたら良いと思います。

この素案の項目にはこういったことは全く入っていませんが、使用目的でなくとも、薬物に繋がる危険な植物が身近な場所にも鳥が運んできたり、糞に混ざったり等して生えてくる状況が見受けられるようですので、そのあたりも取り入れてもらえれば、使う側でない人にも興味を持ってもらえるようなテーマの1つにはなるのではないかと感じておりますので、御検討いただければと思います。

○議長

素案には乱用の防止と書いてありますが、藤澤委員の御意見は、乱用に限らず薬物についての知識を広く普及啓発することが大事ではないか、その先に乱用防止があるのではないかという趣旨だと思います。ですから、推進項目12「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」において、今は乱用防止を中心に書かれていますが、薬物の危険性を含めた一般的な知識の啓発も含めるという形で御提案頂いたと思うので御検討いただければと思います。

○事務局

承知しました。担当課とも相談しながら、調製をさせていただきます。

○五十嵐委員

この基本計画全体にも関わることについてお話しします。今まで委員の皆様から寄せられた御意見の一部、小中高生、学校に通っている子どもたちに対して、どうやって啓発していくかという部分に関しての意見です。政府のギガスクール構想で今の小中高生の皆さんにはデバイスが配布されているかと思います。生徒さんが一律で持っている、既にある機器に、宮城県から「注意すべきこと等」について発信するなど、いかにして生徒さんたちの視界へ入れるかということが大事だと思います。そういった、今あるものを活用し、目に触れやすくするという点についても、この基本計画に盛り込んでいただければと思います。

○事務局

効果的な情報の届け方という視点かと思いますが、デバイスについて、そういった活用ができるかというのは、申し訳ございませんが、事務局のみでは判断できかねますので、教育庁等と相談しながら考えてまいります。

○星委員

先ほどのタブレットの件に関連して。ペーパーレス化に伴って、今年度より宮城県PTA連合会から、各学校へ向けての連絡は「マチコミ」を利用して情報発信しております。また、各学校から保護者へ向けましても、多くの学校で「マチコミ」あるいはそれに類するアプリを使用して情報発信をしている状況です。各学校の協力は必要ではありますが、かなりの保護者に普及しているので。保護者へ向けての情報発信にうまく活用できたらと思いました。

ので意見させていただきます。

○事務局

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○大槻委員

リーフレットもとても良くできていると思いますが、外国人も、情報収集はアプリで素早くできたら良いと思っているでしょうし、インターネットを簡単に使える環境が大切だと思います。

○事務局

県では「ポケットサイン」というアプリを、大々的に広めていまして、現在、県内で 70 万人以上の方が登録していますが、その利用については災害に関することがメインとなっており、活用については制限がございます。どのように情報発信ができるかという点については、引き続きの検討課題であると認識しておりますが、現状では、このためだけにアプリを作るというのは現実的に難しいところがありますので、既存の枠組みの中で、どうにか活用できないかといったところも含めて考えていきたいと思います。

○齋委員

アプリのお話からの付随点ですが、観光のお客様については、到着してからどういったアプリがあるのかという検索から始まると、情報収集をするまでに時間がかかるといったことがあります。計画には「情報提供をします。」という記述が大変多いのですが、やはりターゲットを明確にした情報発信が必要なのではないかと思います。

高齢者に向けての詐欺を防止する部分については、回覧板が良いのか、それとも紙として配布し、県民全体に行き渡るようにした方がいいのか。子どもたちの教育については、アプリを導入して周知をしていくのかであるとか、観光のお客様に対しては、到着したときにすぐに配布できるようなパンフレットが良いのかですとか、様々なところでみられる「情報提供をします。」という記述から、どのような手法で提供していけば良いのかというところまでの、行き渡らせる広報に関する検討が必要なのではないかと思います。

それにより実施されるアンケートの結果によって、安全・安心まちづくりの機運醸成ですとか満足度が高まるのだと思いますので、ターゲットを明確にした情報提供に努めていただければと思います。

○事務局

我々がパンフレット等で情報をつくる、そして届けるというのは、発信のみならず、きちんと届くといったところまできちんとやって初めてつくる意味があると思いますので、そ

ういった意識は引き続きしっかり持ちながらやっていきたいと思いますし、計画に、具体的に何か書き込めるようなものがあれば、引き続き検討させていただきます。

○議長

そういう意味では、新規計画案の方向性3の見出しですが、齋委員からの御意見を踏まえると、防犯上の配慮が必要な者や機会に「適した」または「応じた」ではないでしょうか。この記述だと意味が不明瞭であるので、もう少し明確にした方が良いのではないかということだと思います。

○事務局

ありがとうございます。検討させていただきます。

○中鉢委員

今、色々ご意見として子どもが持っているタブレットにアプリを入れる等、様々なお話をいただいておりますが、県教委または市教委から、「こういう指導してください。」というようなことが学校に連絡が入っていれば、学校の方で子どもたちに適切に伝えている状況です。

子どものタブレットに直接アプリを入れて、直接情報が渡った時に、子どもがそれを適切に読み取って正しい知識が入るかかどうかということはまた別の話だと思います。それよりも、保護者の方に情報が適切に伝わるような環境、体制をつくっていただけると良いと思います。

学校で適切に指導したとしてもそれが保護者に適切に伝わらない場合もありますし、子どもに対する指導というよりはむしろ保護者に向けても学校と同じように指導してもらえような体制をつくることのできれば、なお効果的だと思います。

また、アプリの導入をするにしても学校単独では入りません。例えば市の教育委員会や町の教育委員会がアプリの導入の権限を持っていてそこで許可が下りないと導入できないといった事情もありますので、学校単独で何かをするというのは厳しい状況です。そのあたりの現状を把握して頂けると非常にありがたいです。

○事務局

現場のお声をいただき、ありがとうございます。そういった状況もしっかり把握して、進めてまいりたいと思います。

○議長

方向性2の推進項目としてある「子どもの安全対策の推進」等について、保護者も入れるべきだということが委員の御意見としてあると思います。もっぱら子どもに向けてとなっていますけれども、子どもと保護者、セットでやらなければいけないのではないかと思います。

すので、方向性２の推進項目について、御検討いただければと思います。

○事務局

承知しました。

○田中委員

先ほどの青山委員のアンケートのお話に関連して、先ほどのアプリの話もそうですが、宮城県の公式アプリでもアンケートの機能もあります。今は食品関係等が配信されていると思いますが、アンケートだけを流したとしても、協力してくれる人は限られてくると思います。ですが、県では「みやぎポイント」があります。紙媒体で郵送等をしていた頃もですが、回答してくれた人には必ず粗品というか、御礼のボールペン１本といったものがアンケートの文化には元々ありました。ですから、財政を圧迫しない程度の還元が回答者にできれば、回答率も上がってくるだろうと思いますし、アプリのダウンロード数もさらに上がってくるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

もう１点、アンケート調査絡みで、私は仙台市でも安全安心街づくり推進会議の委員をしております、昨日も会議がありました。仙台市では、安全安心街づくりに関する市民意向調査というものを行っており、まさに体感治安に関する質問も多くありまして、調査結果の速報値も出ています。政令指定都市と県ですと独立行政ですからなかなか連携は難しい部分もあるかと思いますが、上手く協力できるのであれば、仙台市内の情報と県全体の情報との突き合わせができるのではないかと思います、情報提供させていただきます。

○事務局

１点目のポケットサインにつきまして、現在、県では登録者をどのように増やすかというところに注力しているところでございます。アンケートについても、無料でやってくださいと言ってもなかなか応じていただけないのはその通りだと思いますので、そういった視点も持ちながら事業の組立を考えていきたいと思います。

アンケートにつきましては、年度初めの会議等でも各市町村と意見交換をさせていただいておりましたので、今お話し頂いた仙台市も含め、状況を確認の上、何か連携できる部分があれば取り組んでまいりたいと思います。

○吉崎委員

本会議開催前の事前に全資料を拝見・拝読しましたが、かなり包括的な計画ということで、すごいと思いました。

一方で、計画は包括的であることが必要とは思いますが、予算が限られている中でありますので、各事業に予算がどのくらい設定されているのか、そのあたりを見ると、プライオリティ付けのようなものが明確化するのかなと思いますので、次回に向けてはそういった点

ももう少し自分で調べて参加させていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが拝見させていただいた計画自体は相当包括的であって、事案は網羅していると思っておりますが、限られた予算の中では全てできるとも限らないので、県がどういった順位付け・プライオリティ付けで考えているのかというところを次回に向けて拝見・確認していこうと思っております。

○事務局

資料３－２には、各施策にぶら下がる事業も載せてあります。再掲も多くなっておりますが、これらの事業を積み重ねれば、本計画に対応する事業規模というのが見えてくるかと思えます。そういった集計は物理的には可能だと思いますので、次回の委員会までに準備したいと思えます。

○議長

そろそろ時間ですので、これで終了したいと思います。それでは進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

○事務局

次回の審議会でございますが、先ほど課長から申し上げたとおり、10月7日（火）を予定しております。日程が近づきましたら、改めて御案内しますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の安全・安心まちづくり委員会のいっさいを終了いたします。ありがとうございました。